

平成 17 年 11 月 29 日
社団法人 全国木材組合連合会

欧州および北アジア地域における
森林法の施行とガバナンスに関する閣僚会合の結果

旧ソ連東欧圏を中心とした違法伐採問題についての対応をはかるため、表記会合が、11 月 22 日から 25 日にかけて、サンクトペテルスブルグ市において、世界銀行、ロシア連邦政府の共催により開催された。概要は以下の通り。

1 出席者

政府関係者は 42 カ国+E U、その他、民間業界、NGO の関係者合計 250 人が参加した。日本からは林野庁、外務省、環境省の政府関係者とともに、民間団体から全木連藤原常務理事、同柿澤顧問(北海道大学助教授)ほかが出席した。

2 議題および進行

22 日 セッション 1 開会

ロシア連邦ロスプキン林野庁長官、ゴルジアバ世銀代表等からの挨拶、マイニ顧問の閣僚宣言案の説明など

その後政府間交渉と市民企業の会合が平行して開催

23 日 セッション 5 フィードバックセッション

政府間会合の結果を聞き、民間側の意見を発表

セッション 6 テーマを設定した学習のためのセッション 1

「テーマ：投資環境を改善し民間の投資を促進するためのガバナンスの課題」ロシアの林産物業界代表のほか、欧州の大手企業がパネルとして発言。(全木連からも発言)

その後、政府間交渉と、市民企業の会合が平行

24 日 セッション 11 テーマを設定した学習のためのセッション 2

「テーマ：地元住民の資源アクセスと公平な資源利用」住民代表、地方政府代表などが発言

その後、政府間交渉と市民企業の会合が平行

セッション 13 閣僚等の演説

EU を代表して英国トーマス海外開発省 (DFID) 政務次官、ほか

25 日 セッション 15 閉会

ロシア連邦ステパンコフ次官による閣僚宣言の説明、採択各国代表の演説(米国、スウェーデン、日本など)

3 閣僚宣言の概要（別紙1 閣僚宣言全木連仮訳）

宣言は、現状認識、行動宣言の二つの部分にわかれ、それに行動推奨リスト（List of Indicative action plan）という付表がついている。

閣僚宣言の付表の形で時限をきった目標を掲げる案は変更となり、「時限をきった明確な国別の行動計画を策定する」（行動宣言パラ5）という表現に落ち着いた。

現状認識については、「森林に関連する犯罪はこの地域の多くの国で重要な問題であり、持続可能な森林管理の努力を弱めることとなっていることを深く懸念し」（パラ10）とされ、「この地域の多くの国において、現在ある森林法と森林政策を施行するための能力が欠如しており、森林配置および利用の監視と管理のためには、現行の法律の改訂および制度と行政システムを強化の課題に直面している」（パラ17）という行政上の問題点の認識を示し、国際的に共同した取り組みの必要性が示されている（パラ18,19など）。

また、行動宣言については、地域内政府の行動と国際的な行動に分けて記述されている。

前者の地域内の政府の行動については、政策の評価見直しを行うとともに、今回の宣言の「実施の進展をモニターすることを含む、期限を区切った明快な目標に基づいた、確固とした行動計画を作成」（パラ5）することとされた。また、我が国の調達方針や貿易に関する事項では「森林資源、その配置と開発に関する透明性のある情報を収集し、国民がいつでも閲覧可能な形で普及する」（パラ9）、「木材・木材製品の国内および国際的な流通の流れをモニターし公表し、必要な場合は第三者による透明性の監視システムを構築する」（パラ10）などの事項が記述された。

後者の国際的行動については、違法伐採と関連する貿易と戦うため、「民間業界と市民社会との協同の発展」（パラ16）、「国境を接する国との協力強化」（パラ17）また合法木材の推進のための国際協力（パラ18,19）が記述されている。なお、現状認識、行動宣言両者を通じて、原住民、地元社会の権利と参画が重要な事項として取り上げられている。

4 全木連の対応

会場で全木連のパンフレット、ポジションペーパー（別紙2）違法伐採問題についての宣言などを配布するとともに、テーマセッションでフロアから発言を行った。（違法伐採問題は輸入国にも障害をもたらしている、日本政府は新しい調達政策を策定中であり、輸出国政府・業界が責任をもって透明性に取り組む必要、日露合弁会社の民営化に際する円滑な移行が必要など）そのほか、ロシアのNGO、中国の政府・NGO、ストラエンソ社などと意見交換を行った。

5 日本政府の対応

ロシア、カナダ、中国などの政府代表と二国間の意見交換を行った模様。最終日には全体会で黒木次長が政府調達の方針等について報告を行った。

6 その他の所感

ロシア政府およびNGOの動き

ロシア政府は会議を共催し違法伐採問題が重要な問題であることを認める閣僚宣言を承認したことは意義あることといえる。ただし、結局閣僚は一人も参加せず、今後の対応に懸念が残る。宣言の文書は第一歩であり、今後のロシア側の国別計画の策定などを注視する必要がある。

欧州の大手企業の存在感

イケア（スエーデン本社とする家具メーカー）、ストラエンソ（ヘルシンキおよびストックホルムに本社を置く総合林産業者）、メツザリート（フィンランド森林所有者組合を基盤とした総合林産業者）など北欧の大手企業が、民間グループの意見コーディネータ役をつとめ、技術的な会合でも自社の原料調達の透明性（ストラエンソでは工場段階で100%収穫箇所が分かるようになっている由）についてプレゼンテーションを行うなど、積極的な対応が目立った。

中国の参画

中国は政府から3名、NGOは4名という大型の代表団を送っていた。中国の取り組みについてもパンフレットを配布し、最終日にプレゼンテーションも行い積極的な対応だった。基本的には、中国の森林管理努力を説明するもので、ロシア材など国際問題については「生産国の責任」という立場であり、この会合を受けた新たな取り組みという点では、情報収集というスタンスだった。

連絡先

全国木材組合連合会 藤原敬

電話 03-3580-3215

メール fujiwara@zenmoku.jp